

2020年（令和2年）4月30日

保護者の皆様へ

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

新型コロナウイルス感染症対策のための逗子市立小学校・中学校における  
一斉臨時休業の延長について（通知）

日頃より本市の教育にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の状況について、本市をはじめ各自治体でも日々対応し、警戒を続けているところですが、依然として予断を許さない状況が続いています。

さて、令和2年4月9日付け通知にて、令和2年4月7日に国から発令された緊急事態宣言に伴う一斉臨時休業を5月6日（水）まで延長することとしていましたが、県教育委員会の対応に合わせ、5月8日（金）まで延長します。休業の期間については、今後の状況により変更することがあります。

なお、一斉臨時休業中は登校日を設けないことや、中学校の部活動も行わないことに変更はありません。

5月11日（月）以降の対応については、国や県の判断を待ち、改めてお知らせいたします。

臨時休業が長くなることから、引き続き地域訪問や電話連絡等で児童・生徒の健康状態や生活の様子との把握と、ホームページやメール配信等を活用した情報提供や自主学習教材の提供などの工夫を学校に再度指示しました。

既に大型連休に入っていますが、例年とは異なる状況が続きます。不要不急の外出は自粛していただき、お子様の健康状態の把握とともに、十分な手洗いうがい、マスクの着用、換気等の新型コロナウイルス感染予防対策をされるよう、引き続きお願いいたします。

問い合わせ  
学校教育課長 十ぎやま 杵山  
電話 046-873-1111  
(内線 515)